

8

スハルト政権の経済建設と「新秩序」体制

うめ ぎわ たつ お
梅 沢 達 雄

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| I はじめに【一部略】 | 出典 『アジア経済』第22巻第7号 第22巻 |
| II 「指導民主主義」体制から「新秩序」
体制へ【一部略】 | 第8号 1981年7月 1981年8月 |
| III スハルト政権の経済建設【略】 | |
| IV スハルト政権の「新秩序」体制【一部
略】 | |
| V むすびにかえて【一部略】 | |

I はじめに

インドネシアでは、1965年の9・30事件【軍の一部と共産党系下部組織の一部が陸軍首脳を拉致、殺害したクーデター未遂】を契機にして、「革命」に代えて「建設」(Pembangunan)を標榜するスハルト政権が成立した。スハルト政権は「新秩序」体制のもとに、資本主義諸国からの外国援助と、外資導入に著しく依存した経済建設に取り組んでいる。70年代からは、石油関連収入の増大にも恵まれた。

本稿は、スハルト政権による経済建設の成果の概要を把握し、その内容を検討するとともに、政権が経済建設の遂行に欠かせない政治的安定を確保す

るために導入した、「新秩序」体制についても考察する。

【後略】

II 「指導民主主義」体制から「新秩序」体制へ

【前略】

1. 「指導民主主義」体制【略】

2. 「新秩序」体制による変革と継承

(1) 国内経済建設の優先

さて、9・30事件を経て誕生した「新秩序」体制では、「革命」の完遂を追求した「指導民主主義」体制と比べて、経済建設を最優先課題に掲げた点が最も重大かつ顕著な変化である。マレーシア対決と9・30事件による混乱で加速されたハイパー・インフレは、都市域住民のみならず、農民まで巻き込んで、全国民の生活を破局に追いやった。したがって、後継政権は誰が出てきても、どのような形にせよ、経済再建は避けられない課題であった。しかし、「新秩序」体制の経済再建への努力は、たんに体制の最優先課題に掲げただけでなく、真摯にかつ組織的、継続的に取り組んだ点でインドネシア史上嚆矢とされ、特記されよう。

経済建設重視を含めて、「指導民主主義」体制に訣別を告げた重大な政策は、1966年3月の「3・11命令」後に改造された内閣のもとで、4月から5月にかけて次々に発表された。スカルノがスハルト陸相に与えた「3・11命令」とは、「政府と革命の進路の安全、平穏、安定を確保し、……大統領個人の安全と権威を保証するのに必要とするあらゆる措置をとること」であった⁽⁴⁾。発表された諸政策は、PKI【共産党】の解散、現実的かつ柔軟な内外政策による経済再建最優先、ならびに国民福祉を国益とする独立・積極外交の

展開などをその骨子とするものであった。

【中略】

「新秩序」体制による経済建設路線の基調とされ、爾後頻繁に引用された、暫定国民協議会第4回総会決定第23号（1966年7月5日採択）の要旨は以下のとおりであった⁽⁵⁾。

「経済、財政、建設の基本政策は、パンチャ・シラと1945年憲法にもとづき、合理的かつ現実的な経済原則による、国民経済生活の改善問題を最優先とする経済民主主義とする。経済民主主義の内容は、主要生産部門の国有、職業選択の自由、搾取なき所有権、および公共の福祉をそこなわないような、個人の能力と創意開発、ならびに社会福祉等である。」

インドネシアの潜在経済力は、国民の能力と創造力、ならびに豊富な未開発資源からなり、それらは資本投下、技術利用、知識拡大、技術向上、および組織・経営能力増進によって現実の経済力となる。経済建設は国民自身の能力と意志にもとづかねばならないが、この原則は、外国資本・技術の利用を排斥しない。

【中略】

国際経済関係では、国家利益を尊重した独立・積極外交のもとに国際協調を推進し、IMF、世銀に復帰する。」

このように、「指導民主主義」体制からの政策転換では、経済建設を国家的優先課題とすることと、経済建設は自力更生によってではなく、国際協調によって外資導入も妨げない形で推進することが、重大な変更として明示的に表明された。

【中略】「新秩序」推進勢力は、67年に入ると、国会を通じてスカルノの退陣を要求し、両勢力が激しく対立する緊迫した情勢の中で2月20日、大統領の全権限がスハルトに委譲された。3月の暫定国民協議会臨時総会は、権限委譲を追認すると同時に、スカルノの政治活動を禁止し、スハルトを大統領代行に任命した。軍部とスカルノとの権力闘争は、スカルノの失脚によってようやく決着を見た。

【中略】68年3月の暫定国民協議会第5回総会は、直前の大改造によって議員の半数近くが新たに任命されていたのだが、「政治宣言」に代えるべき国策大綱の審議で紛糾し、それを継続審議とした。しかし、建設5カ年計画は原則的に承認し、総選挙の71年7月実施を決めて、スハルトを大統領に任命した。スハルトの第2代大統領就任と、テクノクラート経済閣僚を加えて68年6月に組閣された「建設内閣」の発足は、「新秩序」体制の本格的な発足を示すものでもあった。【後略】

(2) 反共主義と対外依存

軍部が主導する「新秩序」体制への転換では、PKI勢力の払拭が前提とされた。9・30事件では、首都の「事件」を即刻鎮圧した陸軍が、「事件」へのPKIの直接関与は明白であると主張して、早々と中、東部ジャワを中心とするPKIの徹底弾圧に乗り出した。陸軍によるPKIの弾圧には、宗教勢力も協力した。とくに、「一方的行動」などでPKIと利害を異にした地主、富農層を代表するナフダトゥル・ウラマ党 (Partai Nahdlatul Ulama, NU) の、とくにその青年組織が、率先してPKIに対する仮借なき大衆報復行動を組織した。公称党员300万、公称系列組織員1200万を誇ったPKIの組織も、犠牲者30万とも50万ともいわれる大量虐殺によって、1965年の年末までにほとんど潰滅してしまった。

【中略】

「新秩序」体制への転換がもたらした反共主義は、「新秩序」体制による経済建設の内容とも深くかかわっていた。まず、「新秩序」体制の新外交政策の基本として提示された、66年7月の暫定国民協議会第4回総会決定第12号の要旨をみてみよう。

「外交政策は、パンチャ・シラと1945年憲法にもとづく独立・積極外交であり、いかなる形態の帝国主義、植民地主義にも反対し、国家利益と国民受難の使命(アンペラ)に奉仕する。外交政策が依拠する闘争(perjuangan)指針は、AA諸国の連帯を反映するバンドン10原則、アジアの問題はアジア

人によってアジア的に、地域協調によって解決することが望ましいという原則、インドネシア革命の目的に対する諸外国、諸国民の信頼回復、ならびに、国家利益、とくに国民の経済福祉増進を図るよう柔軟に対処する原則などである。」

このように、反帝国主義、反新旧植民地主義、非同盟主義などの諸原則が維持され、外交政策の「闘争」指針や、インドネシア「革命」などの言葉遣いからすれば、一見、「指導民主主義」体制の非同盟中立外交がそのまま継承されたかと思われ、あるいはナサコム原則さえも想起させたかも知れない。しかし、それらはすべて、すでに述べた国内経済建設優先の大枠をはめられたうえのことなのである。

【中略】

「新秩序」体制下の経済建設は構造的に、インドネシア債権国際会議(IGGI)を通じる国際援助と、外資導入法にもとづく資本と技術の流入、ならびにオイル・ショックがもたらした莫大な石油関連収入によって支えられることとなった。

(3) 軍部とテクノクラートの進出

「新秩序」体制のもとでは、軍部も支持していた「指導民主主義」体制から、PKIとスカルノ派勢力が排除される結果となったので、軍部の主導性が明確化したことと、その経済建設に協力するテクノクラートの進出が顕著な変化の一侧面となった。「新秩序」体制は、政治的安定の確保を目指す基本政策においては「指導民主主義」体制のそれを踏襲し、政党勢力の抑制と行政権限の強化を図った。しかし、軍部を核とする「新秩序」体制推進勢力の内部では、軍の政治参加をどの程度認め、政党勢力をどのようにして抑えこむのかといった具体的な方策で、当初から確たる意見の一致が見られていたわけではない。【中略】スハルトは政治家として台頭する過程で、軍部内での自己的地位を、人事異動と中央集権化を狙った組織改革を通じて、固めていった。その過程には、外部勢力とも呼応した体制内的一部急進派将官を遠ざけたり、

大統領の個人補佐官 (Staf Pribadi, Spri) を創設する側近登用の動きも含まれていた。スハルトを軸に形成された軍部主流派は、政治的安定を確保する具体策を、政党人事への干渉、軍人の行政面への大量進出と軍人を含む任命議員の増加を規定した総選挙法の制定、ならびに政党勢力としての翼賛組織ゴルカル (GOLKAR, Golongan Karya, 職能グループ) の育成・強化による軍部勢力の拡大に求めた。

軍部の政党人事への干渉は、スカルノ派勢力を温存していたPNI【国民党】に対しては、66年と70年のそれぞれ4月、再度にわたって露骨にかつ厳しく行なわれた。60年8月、スカルノによって解散させられたマシュミとPSI【社会党】の両党派勢力は、「新秩序」体制を支持する勢力であったのだが、軍部は68年2月に、インドネシア・ムスリム党 (PMI) の結成を認めるに際して、旧マシュミ党の党员らが新党幹部に復活することのないよう条件をつけ、またPSIの復活要求も却下した。さらに71年選挙後には、後述する政党勢力の2大グループ化を強要し、73年1月にはついに、イスラーム系4政党を建設統一党 (Partai Persatuan Pembangunan, PPP) に、非イスラーム系5政党をインドネシア民主党 (Partai Demokrasi Indonesia, PDI) へと整理統合してしまった。

軍部勢力の拡大は、直接的には軍人の行政・立法両面での進出と、間接的にはゴルカルへの挺子入れを通じて図られた。軍部は軍の二重機能 (Dwi Fungsi)、つまり国防・治安機能に加えて、経済・社会的にも国造りに参加するという原則を掲げて、66年中葉以降、軍人を大量に行政面にも進出させた。内閣の軍人閣僚は、当初第1次、第2次内閣を通じて軍事政権と呼ばれることを嫌い、22ないし24人中5名の線で抑えていたが、77年選挙後の内閣改造では、退役軍人も含めると一挙に11名へと倍増させている。各省庁の重要ポストや在外公館への軍人の転出も多いが、地方自治体にいたっては、首長のほとんどが軍人であり、進出は村落レベルにも及んでいる。軍人は、国営企業には前体制期から引続いて居坐り、チュコン (主公cukong, 中国語で主人の尊称に由来する) と称される大物華人たちと結託して民間企業への進出も顕著

である。

スハルト軍部は立法府における安定的な多数の支持を、任命議員の増加とゴルカルへの肩入れによって狙うこととなった。政党勢力は、当初68年に予定されていた総選挙を、55年選挙と同じ比例代表制にもとづいて早く実施するよう求めていた。選挙による旧体制政党勢力の復活を危惧する「新秩序」急進派からは、総選挙の延期と、小選挙区制への改革が提案されていた。スハルト軍部はその調整に努力し、67年末になってようやく、比例代表制は残すが任命議員は増やし、選挙の実施は72年との線で妥協を図った。しかし、選挙の実施は68年3月の暫定国民協議会で71年7月とされ、国会での選挙法成立は69年に持ち越された。

【中略】

71年選挙のための関連法（1969年法律第16号等）では、新たに成立する国会と国民協議会の構成を概略次のように定めた。国会総議員460名中100名を任命議員とし、軍任命議員は75名。国民協議会総議員920名の半数は国会議員。残り半数議員中207名を任命議員とし、軍任命議員は155名とした。こうして任命議員の数は、軍部代表を含めて国会では2割をやや上回る程度だが、国民協議会ではちょうど3分の1となっている（国民協議会における任命議員数207は、そもそも総議員数920人の3分の1から国会任命議員100人を差し引いて割り出したもの）。

軍部は、選挙に先立って政党に対してさまざまな干渉を行ない、候補者も事前審査して、政府・軍部にとって不都合と思われる「不適格者」を篩い落した。さらに、ゴルカルへの梃子入れである。ゴルカルとはそもそもスカルノが、軍を含めた農民、労働者、イスラーム教師、青年、婦人、知識人/教育者等々さまざまな職能グループの代表を、選出政党議員への対抗と政党間勢力の調整を念頭に、任命制の職能代表議員として導入した制度であった。スハルトはその制度に手を加え、軍を別枠とし、その他の職能代表から政党系勢力を一掃して、軍の意向を反映しうる政党まがいの翼賛組織に仕立て上げたのである。

【中略】

「新秩序」体制への転換では、軍部の進出と並んでテクノクラートの協力も無視できない変化の側面である。経済建設を最優先課題に掲げた「新秩序」軍部政権にしてみれば、着実に経済建設を立案し、実行するためには、テクノクラートの協力がぜひとも必要とされた。政権初期に緊急な経済的安定と再建を図らねばならなかった頃は、世銀、IMF主導の政策を忠実に履行するために、若干のテクノクラートを、必要に応じてその都度動員していた。だが、68年6月に建設内閣が発足して、長期経済建設計画の立案と遂行が恒常的に必要となると、亡命先から急拠呼び戻したスミトロ・ジョヨハディクスマト、インドネシア大学経済学部のアリ・ワルダナを、主要経済閣僚として登用した。その後もウイジョヨ・ニティサストロやモハマド・サドリが閣僚として「新秩序」政権に協力した。【後略】

(4) パンチャ・シラと1945年憲法

「新秩序」体制への転換にともなう主だった変化の諸側面に続けて、継承されている諸側面に眼を転じてみると、まず、「新秩序」体制においてパンチャ・シラと1945年憲法が堅持され、強大な行政権限を持つ大統領と政府のもとで、議会民主主義を志向する政党の役割が低く抑えられる権威主義的な政治体制が、基本的には踏襲されていることが指摘できる。【中略】

「新秩序」体制にあっても堅持すると表明されたパンチャ・シラとは、神への信仰、民族主義、人道主義、民主主義、社会正義の五つの原則で、これは日本軍政末期の独立準備委員会でスカルノが提唱し、45年憲法の前文に建国5原則として規定された。しかし、必ずしも各原則の内容が明確に規定され、それぞれ相互の関連が体系だてて、一義的に了解されているわけではない。したがって、ひとしくパンチャ・シラの堅持を表明した「指導民主主義」体制と「新秩序」体制であっても、民族主義の内容が、容共と反共それぞれに都合よくその都度読み替えが許されてしまった。ただしパンチャ・シラを堅持するとの表明は、両体制にとってともに、次のような重大な政治的意味

を持っていた。それは、イスラーム国家を志向するイスラーム勢力に対して、パンチャ・シラにもとづく世俗国家の堅持を表明するものであった。パンチャ・シラの神への信仰原則は、あくまで世俗国家の枠組内で提示されていいたのである。この問題にかかわる深刻な対立は、歴史的にも根深いもので、45年憲法草案審議過程における憲法前文作成に対する「ジャカルタ憲章」への妥協はおろか、民族主義運動草創期のスカルノーナシール論争にまで遡れる対立であった⁽⁶⁾。

「新秩序」政権は、パンチャ・シラとともに45年憲法の堅持も掲げている。45年憲法は「純正かつ一貫して」(murni dan konsekwen) 履行すると表明された。「新秩序」体制における45年憲法堅持の姿勢は、前体制の基本的な政治機構の継承を意味し、純正・一貫履行の文言は、45年憲法にもとづく法治原則 (rule of law) の徹底を意味するものであった。

【中略】

「新秩序」政権は、45年憲法体制を維持しながら、法治原則を建前とする上述の内容の体制整備を進めた結果、大統領決定と大統領規則の乱発で出されていた行政が正され、内閣その他各種国家機関の統廃合、簡素化も促進された。体制の問題処理にあたる行政能力は、わずかずつとはいえ明らかに向上した。しかし、法治原則を徹底させて綱紀粛清をはかる汚職の追放は、掛けの賑々しさにもかかわらず、最大の難問として依然として残されている。

【中略】続けて、「新秩序」政権自体が抱えた超憲的組織も問題である。その典型的な事例として、66年9月から74年の「1・15事件」で廃止されるまで、閣僚の権威をも凌ぐ影響力を行使した、大統領補佐官制度が指摘される。さらには、軍の勢力拡大とその実力を背景にして、専ら政党への干渉工作を担当した「特別作戦部」(Opsus)，治安対策を受け持った「治安秩序回復作戦司令部」(Kopkamtib)，諜報機関「国家情報調整本部」(Bakin) 等の存在と活動は、はたして問題がなかったと言い切れるであろうか、疑問なしとしない。9・30事件に関する特別軍事法廷の設置も問題であるが、数万もの事件関連容疑者を、裁判も開くことなく長年月拘留しその基本的人権を侵害していた

事実は、国際的にも注目されたところである。【後略】

(5) ジャワ人支配とジャワの政治文化

次いで、「新秩序」体制に転換しても継承されている社会的、文化的側面から、ジャワ人支配の事実と、権威主義的な政治体制に馴染み易いジャワの政治文化の存在を指摘しておこう。

インドネシアの種族(suku bangsa)は300以上といわれているが、全人口の約半数がジャワ人で、スンダ人が15%，その他は5%以下の多数の種族に分かれている。【中略】インドネシアでは何事によらず古くから、ジャワ中心主義やジャワ対外島の図式的対抗関係が、半ば常套的に口にされてきた。政治の世界においてもその例にもれず、ジャワ人は圧倒的な人口と、頭抜けた社会的・文化的地位を背景にして、つねにインドネシア政治の指導権を確保してきた。ジャワ人支配は、57, 58年の地方反乱によって挑戦されたことはあるが、「新秩序」のもとでは軍部の進出にともなってむしろ強められたとみられている。

【中略】

そのジャワの伝統的な政治文化については、のちほどスハルト「新秩序」の権威主義的な政治体制に関連して論及することとする。したがって、さしあたっては古典的な業績としてすでに共有財産化された觀があるC・ギアツの業績の概要を紹介して、ジャワの伝統的な政治文化が、権威主義的な政治体制に馴染み易い政治文化であるとだけ指摘するにとどめておこう。

ギアツは東部ジャワにおける2カ年の実態調査にもとづいて、ジャワの文化に三つの主要なタイプ、アバンガン(abangan), プリヤイ(priyayi), そしてサントリ(santri)を析出した⁽⁷⁾。アバンガンとは、アニミズムとヒンドゥイズム、ならびにイスラームの3要素が混淆したジャワのシンクレティズムにあって、アニミズム的な要素が支配的で、農民的な変種(variant)であるとする。プリヤイはヒンドゥイズムの要素が支配的で、官吏的な変種であり、サントリはイスラームの要素が支配的で、商人的な変種であるとされた。そ

してそれら3変種間の相互関連も分析した。プリヤイとアバンガンの文化は、もともと一つであった文化が、都市部における「大伝統」と農村部における「小伝統」とに分化したものである。同根の両者にあって、プリヤイの文化は神秘主義的、汎神論的、内面観照的な洗練された変種であり、アバンガンの文化は呪術的、多神論的、儀礼主義的な変種であるとされた。

ギアツによる以上のような類型化は、現代インドネシア政治研究の中で、アリラン(aliran)と呼ばれる宗教的、文化的な等質性に基づけられた組織、その組織相互間の政治という意味でアリラン・ポリティクスという分析枠組の基底概念として組み込まれ、現在にいたるまで引き続いて基本的には生かされている。

【後略】

III スハルト政権の経済建設【略】

IV スハルト政権の「新秩序」体制

スハルト「新秩序」政権は、最優先課題として経済建設を掲げたので、政権の正当性は一義的にはその成果如何によって問われよう。経済建設の遂行には政治的安定が必要であり、政治的安定の確保には、政権に対する国民の広範な不断の支持が必要である。この点でスハルト政権は、はたして政治的安定を確保したと言い切れるであろうか、政権に対する広範な支持をとりつけているであろうか。

1. 権威主義体制と政治文化

【前略】

発展途上諸国に共通する政治的不安定の一般的要因としては、政治的独立

にともなう激動とその余震とみなされる要因や、伝統的な政治・社会構造に由来するもの、およびその後の発展過程で生ずるあつれき等々、新興国なるがゆえのさまざまな要因が考えられる。たとえば、政治的独立を達成したとなれば、早速、国民国家の形成に必要な諸制度の創設や有効な権威の創出など、山積する諸課題をある程度いちどきに解決しなければならぬという難問が控えている。それらの難問は、従来政治的独立を目指し、抵抗の論理にしたがって行動してきた人々が、自らのイニシアティイブで全面的に建設の論理に切り換え、国民的合意をえられるような国造りの内容とその方策についての青写真を作成し、解決してゆかねばならない。しかも国民的合意は、独立とともに一気に解放された、千差万別でかつ過度に走りがちな各種利益が、てんでんばらばらにその要求実現を新政権に迫っている難かしい環境のもとで、なんとか調達してゆかねばならない。伝統的な政治・社会構造に由来する要因にしても、統治機構の欠如もさることながら、中産階層の未成熟による人材の欠如は致命的であるし、農業社会に温存された諸々の因習や、宗教的信仰にもとづく束縛も強い。その他にも、伝統的な国家観や権力概念は、普遍的な権威の創出にあたって著しい阻害要因となる。さらにその後の発展過程では、急速な経済・社会変動に政治的な対応が遅れがちであって、とかくさまざまなしみが生じ易いのである。

では、インドネシアにおいては政治不安に対してどのように対処し、どのような経過を経て「新秩序」体制がもたらされたのか、また、「新秩序」体制はどのような政治体制なのであろうか。簡単にいえば、「新秩序」体制は「指導民主主義」体制から45年憲法にもとづく権威主義体制を継承してより強化したが、共産主義勢力は一掃した。つまり、政治的安定を確保するために政治参加を抑制し、政治的自由を若干侵害しても、中央集権的な体制を強めて政治権力の浸透を図ろうとする権威主義的な政治体制、それが「新秩序」体制である。

【後略】

(1) 「脱スカルノ化」過程【略】

(2) 国軍組織

スハルト大統領のもとに、68年6月には建設内閣が発足し、69年4月からは建設5カ年計画が実施された。建設内閣のもとでは、「新秩序」体制がどう整備されたのであろうか。まず、69年の10月には、軍におけるスハルトへの権力集中の総仕上げという意味合いで、国軍組織が大規模に改革された。改革の狙いは陸軍を核とする軍の統一におかれ、従来それぞれ独立して指揮権を持っていた各軍司令官制度を廃して、個々には指揮権を持たぬ幕僚会議制度を導入した。【中略】

国軍組織の改革に関連して、軍部予算の問題と軍の統一性について検討しておこう。スハルト「新秩序」体制の存続は、最終的には当然国民の支持いかんに依存しているものの、軍部の支持が必須の前提とされている。政権の主要な権力基盤が、古典的な権力手段を備えた軍部にあるためである。しかし、物理的な強制手段を備えた軍部ではあるが、すでにみてきたとおり、充分な予算的裏付けを欠き、組織的にもその統一が万全であるとは言い切れぬ弱みを抱えている。【中略】

軍の必要経費を全額国家予算では賄えず、莫大な不足額の調達を軍独自の経済活動に依存している現状は、軍部にとって確かに弱みなのだが、反面では強みともなっている。軍部の掌握を期すスハルトにとっても、この問題は、痛し痒しの両側面を持っている。

まず、軍部にとってであるが、必要経費を補うため余儀なくとはいえ、個別的な経済活動に従事することは、軍本来の機能からして明らかに過重負担である。加えて、そのような資金獲得活動をさまざまな個別単位で行なうこととは、軍の内部に各種個別利益に基づく派閥の形成を促し、軍全体の統一性を著しく損ねることにも連なる。軍の組織にとって、統一性の欠如は致命傷となる。したがって、国軍指導部も個別的な資金活動の行末を案じて、その統合を試みたことがある。【中略】また、余剰利益の分配の仕方いかんによつ

ては、利益を享受し勝ちな主計畠の将校と、利益にあづかる機会のすくない野戦畠の将校たちとの対立をも招きかねない。

反面では、資金活動は軍部に若干の利点ないしうまみもたらしている。第1に、軍の企業活動への参加は、軍人が組織運営技術や、企業家精神を修得する絶好な場を提供しているし、発展途上国では欠きがちな、中堅層の育成・充実という観点からも貴重である。さらに、軍部にとって軍系企業の存在は、政権との関係で一定の自主財源を確保し、軍事費を安易に政争の具たらしめない抑止効果を伴うことも指摘できよう。【中略】

では、軍系企業の存在は、スハルトにとってはどのような意味を持っているのであろうか。スハルトにとって最大の利点は、軍事支出を一定程度内に抑えておけるので、より多くの資金を看板とする経済建設に振り向けて国民に誇示できるし、軍事政権なるがゆえの政府批判もかわし易く、まさしく一石二鳥の効果を持つことにあるといえよう。しかし、軍事予算を、一部とはいえ軍部自身に補完させる変則的な事態を放置すれば、二重の意味でスハルトに重大な障害となって跳ね返ってくるであろう。一つは、しばしば指摘する軍の統一性の観点からみて、必要経費の一部自主調達を強いれば、おのずからその分だけ、軍部掌握を期するスハルトの指導性も削がれるので好ましくない。もう一つは、建前として自主的資金調達活動を認めてしまえば、既得権益化した私的利害の追求を有効に阻むことも難かしく、いずれは軍部の汚職・腐敗の責任を一身で背負わされる破目に追い込まれかねないからである。

【中略】

軍部が積極的に政治にも、経済にも進出した57年以降、65年の9・30事件を挟む前後までの局面においては、軍の統一を裏づけていた実質的な要因は、高く掲げた反共の旗印と、「二重機能」の掛声のもとで集積された莫大な既得権益であったといえよう。しかし、軍部統一の太い紺であった反共の旗印は、9・30事件を絶好の機会とし、共産主義勢力を根こそぎ掃討して成立したスハルト政権のもとでは急速に色褪せてきた。スハルトはこれまでそのような

状況の推移の中で、軍部の既得権益確保を大前提に、スカルノ追落しや、74年の1・15事件に垣間見られる軍部内の若干の対立や権力闘争を、彼の手許に権力の集中を図る機構改革や人事異動によって巧みに切り抜けてきた。しかし、スハルトがこれからも、「二重機能」を理念として唱導し、積極的な経済建設への参加を呼びかけることで軍部の統一を維持し、その支持を取りつけていけるという保証はどこにも見当らない。それどころか、積極的な経済建設への参加、実はそれこそが既得権益の確保に連なっているのだが、それ自体が問いつめられそうな雲行きなのである。分配の公正と、清潔な軍・政府を求める声に代表される数多の批判は、いずれは軍部の経済関与、ひいては政治関与さえ糾弾しかねないほどの潜勢力を秘めている。したがって、スハルトとしても、いくら軍部の統一と支持を確保するためとはいえ、軍部の既得権益の存続と拡大を容認するならば、国民大衆に浸透しつつあるスハルト政権離れの傾向はいかにしてもとどめようがなく、重大な事態の招来さえ懸念されるのではなかろうか。

(3) 総選挙

【前略】

選挙法制定から実施にいたる約1年半、政府は事前に政党勢力の進出を阻むべく、【中略】既成有力政党への干渉を強めた。さらに、既成政党組織に対してはその末端にいたるまで、ゴルカルを正面にたてた強引な切崩し作戦を展開した。政府・軍部が育成したゴルカルは、内相が公務員のゴルカルへの投票を指示するなど、彼らによって全面的に支援されていた⁽⁹⁾。政府が手にした候補者選定権もとことん利用されたが、選挙権の剥奪も173万余名の多きを数えた。

比例代表制で、「直接、普通、自由かつ秘密」とされた総選挙は、71年7月3日に行なわれ、投票率は94%で約5470万人が投票した。「自由かつ秘密」投票の実態は問題にされたが、ともかく選挙結果は、ゴルカルが予測をはるかに上回る、得票率62.8%で、選出議席360中236議席も獲得する圧勝であった。

ゴルカルに任命議員を加えた政府与党勢力は、国会の実に73%の議席を占めてしまった。

【中略】

選挙に大勝したスハルト大統領は、73年3月に再選され、第2次建設内閣を組閣した。選挙法はその後も基本的にはなんら変更されなかつたので、77年5月の選挙でも、71年選挙結果にみられた政治勢力の配置とあまり変わらなかつた。77年選挙では、首都でPPPの躍進が注目されたが、全国的には、ゴルカルが若干後退してPPPが少々進出した小幅な変化に留まつた。したがつて、78年3月にはスハルトも3選され、第3次建設内閣を組閣して第3次5カ年計画に取り組んでいる。82年は第4回総選挙の年であり、83年は大統領選出の年である。「新秩序」体制の政治的に基本的な枠組は、71年選挙によって形成され、その後の統制強化によって固められたと言えよう。

(4) 政治的自由

さて、「新秩序」体制のもとにおける政治的自由の問題は、政治的安定を希求する「新秩序」体制によって最も犠牲を強いられた側面である。ここでは、多数の政治犯拘留の事実と、言論・結社の自由権侵害の一端を指摘するにとどめよう⁽¹¹⁾。

「新秩序」体制の下で拘留された政治犯は、主に9・30事件関係の容疑者であつて、人数もとび抜けて多く、かつきわめて長期にわたつて拘留されていた。その他にも、より小規模かつ短時日の治安拘束は、ことあるごとにに行なわれている。なにしろ、当初拘留された9・30事件関係の政治犯は、公式発表でも30万名を超えていた。しかも、ブル島に送られた1万名が国際的に注目され始めた74年、つまり事件発生の9年後でも、その他に2万名、計3万名もの政治犯が、人権を無視され、裁判も行なわれずに拘留され続けていた。政府はその後、欧米諸国の政府や国際組織の圧力を背に彼らの釈放を急いだが、それでも裁判にかける予定の23人を残して、全員を釈放しおえたのは79年のことであつて、事件後実に14年も経過していた。79年中に漸次釈放

された政治犯に限っても、9300余名という多大な数であった。

結社の自由に関しては、「新秩序」政権の下ではMurba【党】の復活とPMIの結成だけがわずかに認められるが、前者は選挙で1議席もとれないし、政府・軍部に干渉された後者には、旧マシュミ党昔日の幻影さえ見出しづらい。

「新秩序」政権は政党勢力の進出を阻む対策を講じておいて、総選挙後に整理統合による政党再編を強制し、定着させた。さらに政党の諸活動に対しては、言論・報道の自由に対する同様、それぞれ政党法、新聞法でさまざまな法的規制を課したうえに、政府・軍部が常時厳しく監視する体制を敷き、こまごまとなにかにつけて「勧告」した。村落レベルの政治活動は、いたずらにイデオロギー対立を招くとして禁止された。

言論・報道の自由についても同様に、大幅に規制されている。報道内容についてはもとより、記者協会(PWI)の幹部選出にさえ、政府が政党幹部の選出並みに干渉する。したがってマスコミも、政府批判の言辞や軍部非難に連なる報道は慎重に自粛するし、対立の火種を煽り、国内治安の妨げになりかねない宗教絡み、種族絡みの記事には、たとえ些細な三面記事であっても細心の注意を払っている。いったん政府・軍部に許容限度を超える記事内容と判断されれば、即時仮借のない制裁が加えられ、メディアの存続自体さえ覚束ない。

【後略】

(5) 新秩序体制と政治文化

このような権威主義的な「新秩序」体制にとっては、さきにギアツの業績を紹介し、権威主義体制に馴染みやすい体質を持つとだけ指摘しておいたジャワの伝統的政治文化の存在が、心強い体制安定化要因と目されるのである。では、現代にも象徴的に根強く引き継がれ、特異な権力観念を育んだジャワの伝統的な政治文化には⁽¹³⁾、どのような国家観ないし世界観が窺えるのか。また、そのような国家観・世界観の根底にはどのような価値志向が潜んでいるのであろうか⁽¹⁴⁾。

ジャワ人の国家観ないし世界観にみられる諸々の伝統的要素は、古典ジャワ歴代王朝国家にまで遡り、それらが家産国家的構造を持っていたことに由来している。伝統的な政体の中核には、社会の統一を一身に体现する支配者が一人いる。支配者を囲んで家産制官僚と規定しうる支配階層がいて、さらにその外円に被支配者層がいる同心円的な権力構造が想定される。聖俗両権の頂点に立つ唯一の統治権威からは、中央集権的な傾向と、権威の呪術的かつ家父長的な性格が引き出せる。呪術的かつ家父長的な性格とは、統治権力者の呪術的なカリスマ性や、物ごとの成就是努力によってではなく、なにか神秘的な「鍵」(kuntji)を見出せば一挙に達せられるという秘決主義(kuntjiism)、さらには「父」(bapak)を軸に据えて派閥的結合を促す父権的権威主義(bapakisme)や、寵臣制などを指している。ただし、支配者は聖俗両権の頂点に立つ者として、個人的利益の欠如が強調され、要請されてもいる。支配者個人の恩寵に依存しつつ官職を保有して支配階層となった、プリヤイと総称される家産官僚層と、被治者の大半を占めるアバンガン大衆からは、現状肯定的な運命観にもとづく保守的な傾向と、階層秩序を重んずる家族主義的な国家観が窺える。神が支配する全宇宙といえども、そのレプリカであり、王を仲介者とする国家ともども、運命(pimesti)には逆らえない。このような運命観は、必然的に既存諸秩序の維持に連なる。後に述べる階層秩序の尊重や、スカルノによって昂揚された村落共同体的な伝統的諸価値、たとえば相互扶助(gotong rojong)や、多数決によらない衆議合一(musjawarah dan mufakat)などが「インドネシア文化の特性」(keprabadian kebudajaan Indonesia)としてもてはやされた風潮なども、保守的な傾向を助長する要因となった。

【中略】

では、「新秩序」体制は、ジャワの伝統的な政治文化に支えられて安泰であるかと問われれば、必ずしもそうとは言い切れない。「新秩序」体制が、政治的安定を専ら権威主義的な統制強化に頼る傾向を強めた結果、軍の専横を阻止する制度的歯止めが取り払われ、言論・報道の自由を厳しく制約したので、

政府のフィード・バック機能が著しく低下した。何よりも重大な事態としては、急激な経済成長がもたらしたさまざまなものと特定受益層の形成が、清潔な政府と公平な分配を求める体制批判を強め、広範な民心の離反を招いた。政権が一枚看板とする経済建設への国民の自発的協力なども期し難くなつた。このような状況はすべて、経済建設推進のために政治的安定を確保すべく「新秩序」体制がもたらしたものであり、「新秩序」体制の国民に対する強制と依存の典型的なディレンマの産物と言えよう。

【後略】

2. 体制批判と批判勢力

【前略】

(1) 汚職と経済的不平等批判 【略】

(2) 「1・15事件」

1974年1月15、16の両日吹き荒れたジャカルタ暴動の概要是、次のとおりであった。1月14日から17日までの日程でインドネシアを訪れた田中首相の一行は、14日夜半の到着時から、空港周辺と宿舎への沿道に待機した学生デモに迎えられ、急拠道筋を変更して宿舎に向った。翌15日には田中・スハルト会談が行なわれたが、学生たちは集会を持ち、その後約1000人ほどが街頭のデモに移り、一部の大衆を捲き込みながら暴徒と化した。日本製自動車・オートバイ、日系企業、華人商店などを対象として、市内各所で破壊、放火、暴行、略奪などが頻発した。夕刻には日本大使館も投石され、【中略】15、16両日の暴動による犠牲者は、死者11名、重軽傷者100名以上。焼打ち・破壊された建物は100、同じく車輛も700台以上と伝えられた。逮捕者総数820名、その多くは短時日のうちに釈放されたが、42名が政治犯とし拘留された。

政府はこの暴動を、非合法化されて久しい、旧社会党やマシュミ党の残党分子による明らかな政府転覆活動であり国家に対する反逆行為であると決め

つけた⁽¹⁸⁾が、暴動後の対処には、硬軟両様の諸措置をとった。民放3局の閉鎖と10紙・誌の発禁、ならびに学生運動の弾圧とKNIP【インドネシア青年全国委員会】への梃子入れなどについてはすでに触れた。なお、拘留政治犯のうち、ハリマン・シレガル元インドネシア大学学生評議会議長に対しては、暴動の首謀者として裁判にかけ、年末には懲役6年の実刑判決を言い渡した。さらに、維安維持の責任を追及して、スミトロKOPKAMTIB長官を解任したほか、スハルト色を強めたその他の軍高官の人事異動も行なった。反面、外資規制の強化と民族資本の優遇策が図られ、汚職追放に関連して、軍人・官吏に綱紀肅正を要請し、私企業への参加も制限した。さらに改革の目玉として、大統領補佐官制度が廃止された。しかし、政府批判に応える側面での諸措置は、あまり効果的でなく、実績もともなわなかつた⁽¹⁹⁾。

【中略】

いずれにしても、71年総選挙後の情勢の推移をみると、72年末には米不足によって社会不安が増大したし、73年に入ると政党勢力が再編され、再選されたスハルトのもとに第二次建設内閣が発足したが、8月にはバンドンで反華人暴動が発生した。さらに、10月以降は援助・外資批判が高まって、ついに74年1月のジャカルタ暴動に連なったのである。この一連の事件と経過の背景には、さまざまな不満が広範にうつ積していたものと察せられるが、とりわけ、援助・外資に依存する成長重視の経済建設路線と、軍人・大物華人・外資の3者が結託した経済的支配体制に対する反発が根深く浸透し、それらがいわゆる経済的ナショナリズムの奔流となり、体制内の権力闘争的要因も巻き込んで一気に流出したものと看做すことができる。【後略】

(3) 批判勢力

ここで、そのような批判を担った批判勢力について、ジャカルタ暴動までに一応出揃った形になったので、ひとまず整理しておこう。9・30事件に関連した勢力として共産主義勢力は早々にして、イスラーム勢力の協力を得た軍部によって徹底的に弾圧された。次いで容共的な「旧秩序」支持勢力も、

大規模な学生デモによるスカルノ追い落しの過程や総選挙の実施を通じて厳しく篩い落されていった。その他にも、軍部の政党への干渉や政党の再編など、「新秩序」体制が整備されるにつれて、体制にとって不都合な政党系勢力が容赦なく切り捨てられ、体制勢力から排除されていった。【中略】しかし、漸次表立って政府批判の発言を繰り返し、運動を組織するようになった者たちの多くは彼らではないし、事あるごとに「陰謀」を企画し、実行に参加したとして政府発表でしばしば糾弾された勢力も、実は彼らではなかった。それは、当初有力な「新秩序」体制支持勢力であったが、次第に体制から離反していった学生や報道関係者も含む知識人層であり、イスラーム勢力であり、かつ稳健な文民勢力を含む一般市民であった。【中略】国民の大多数を占める農民と、労働者層からの生の批判は、かつては彼らの声を代弁した組織が解散されるか厳しく弾圧されたので、直接表明されることもなくうっ積されている。彼らの不満は、農村部や都市域における社会不安の促進要因として不斷に潜在し、蓄積されていると言えよう。

【後略】

(4) 体制批判

さて、ジャカルタ暴動以降の局面では、75年3月に発覚したプルタミナの経営危機、76年9月のサウイト事件、そして77年選挙前にも東カリマンタン食糧調達庁の大規模汚職やパラパ通信衛星汚職などが伝えられ是したが、いずれも政権の基礎をゆるがすほどの批判に発展せずに収拾し、77年総選挙を実施した。しかし、体制批判は、78年3月に予定された国民協議会におけるスハルト3選の政治日程をにらんで、総選挙後から翌78年初頭にかけて激化し、汚職や経済的な要因にもとづく批判にとどまらず、体制全般に対する批判が表明されるようになった。

【中略】

【77年】7月には、政府に批判的な姿勢を打ち出していた前ジャカルタ知事アリ・サディキンを、一部の学生が大統領候補にかつぎ出そうとする動きが

みられた。8月にはバス料金値上げに反対する非合法デモで、54人の学生が逮捕された。10月には国策大綱の国会審議が二つの点で物議をかもした。一つは、KNIPのみが唯一の青年組織として言及され、他の学生組織がまったく無視されたことが、政府による学生運動規制強化の先触れとして学生たちの疑惑と反発をよんだ。もう一つは、ジャワに根強い神秘主義信仰(各派を総称してkepercayaanと呼ばれる)を、他の宗教(agama)と同様に公認することが、イスラーム勢力の激しい反発を招いた。12月に入ると、学生運動を軸とする批判活動は尖鋭化し、主要大学ではさまざまな口実を用いて政府批判の集会を持ち、小規模ながら非合法とされる街頭デモを頻繁に組織して抗議の意志を表明した。このような学生たちの運動には、かつての軍部高官も同調する有様であった。陸軍の大御所ナスチオン退役大将、アリ・サディキン前ジャカルタ知事、さらには最高評議院副議長のアラムシャ中将、ダルソノASEAN事務総長、スロノ国軍副司令官などの人びとも、政府批判の言辞を口にした。政府批判の高まりに直面した政府は、緊急に高級軍官会議を召集して軍内部の意志統一を図り、スハルト3選支持と、批判活動に対する警告を発表した。しかし、78年1月には、バンドンで数千人規模の学生デモが組織されたし、バンドン工科大学における約1000人の学生集会においては、スハルト3選反対が決議され、スハルトの失政を厳しく非難した「1978年学生闘争白書」が配布された⁽²²⁾。

(5) 「1978年学生闘争白書」【略】

(6) 近年の体制批判と世論

【前略】

最後に、最近における世論の一端を窺う資料として、有力週刊誌が80年8月上旬に行なった世論調査の結果を、一部簡単に紹介しておこう⁽²⁵⁾。調査は、イリアン・ジャヤと北スマラウェシを除く全国で、女性4分の1を含む517名を対象として行なわれ、回収率95%で495人の回答を得た。回答者は全階層

にわたり、年齢は全体の64%が16歳から30歳で、平均22.5歳であった。質問は、独立後35年を経た今日の現状をどのように認識するかというさまざまな視点からなされた。今日もっとも進んでいる分野、もっとも遅れている分野として次の回答が寄せられた。進んでいる分野は経済(21.65%)、教育(20.07%)、政治(19.68%)などで、遅れている分野は政治(24.54%)、経済(21.45%)、スポーツ(17.81%)、教育(16.54%)などである。もっとも進んだ分野と答えられた経済については、否定的な見方もほぼ同率で、「新秩序」政権の経済建設に対する功罪相半ばする評価を窺わせる。政治に対する反発は強い。今後とも努力されねばならない分野としては、清潔な政府(36.8%)がもっとも多く、ついで経済の改善(26.39%)や法の維持(10.4%)が望まれている。腐敗・汚職の一掃と、不公平分配是正の要求といえよう。独立を危うくする国内的脅威の第1は、汚職と職権乱用(43.8%)で、PKIの再起(21.6%)や大衆の無関心な態度(20.2%)などを凌いでいる。ただし、国外からの脅威としては、共産主義(63.69%)はいまだに、西欧文化の影響(16.92%)や資本主義(12.69%)、イスラーム過激派(5.56%)を上回る要因と考えられている。したがって、国としては中国(27.97%)、ソ連(22.93%)、ベトナム(20.96%)などの国々が脅威をもたらす国々としてあげられ、アメリカ(11.42%)や日本(8.19%)などがそれについている。経済生活の現状については、おおむねが年ごとの改善を認めているが、その将来はと問えば、見通せず不安(30.17%)、わからない(29.52%)と大半が自信を持ってないでいる。外資の役割については、インドネシアの経済発展への貢献(肯定45.85%、否定34.56%、わからない19.58%)をある程度認めて、民族企業への圧迫(肯定50.8%、否定35.1%、わからない14.18%)などの否定的な側面が強く意識されている。しかし、雇用機会の創出(肯定63.9%、否定25.33%、わからない10.76%)面は評価されているといえよう。新聞報道については、多くの人びとが新聞が自由に報道することに慎重である(53.83%)と思い、少なからぬ人たちが新聞が臆病でしばしば事実を隠している(35.19%)と考えている。

【後略】

V むすびにかえて

【前略】

発展途上諸国の政治においては、まず統一を志向する権力を創出し、その権力が十分な支配権を確立して、対抗集団による代替的政治形態の挑戦を有效地に阻止しうる権力の地固めという初期局面の重要性が指摘されてきた。そのうえで、当該政治体制が正常かつ正当であると当該社会によって受容される権力の制度化局面が続き、権力の民主的統制を志向する諸過程はその後のこととされた。

局面の推移は必ずしも截然と分かちえないが、しかし、「新秩序」体制はそのような文脈にそって考察してみても、いささか均衡を欠くほど権威主義的な側面ばかり強化しすぎた気味がある。権力の地固めの局面は、「新秩序」体制が当初の支持勢力を切り捨てていける段階ですでに終わったものと看做せるからである。したがって、権力基盤を一応整えた後は、「新秩序」体制を正常かつ正当であると認めさせる方向で、体制の安定を図らねばならぬのではなかろうか。「新秩序」体制はいたずらに権力の集中・浸透に腐心して、かえって批判勢力を育成する結果となり、「新秩序」体制下の政治的不安定を招いてしまった。権力の制度化の局面では、経済的には成長重視の建設路線を分配重視の批判との調和を図って若干の修正を加える戦術的配慮を示すこと、政治的には規制強化の方向でなく、参加体制への若干の配慮ないしは少なくとも現状維持の戦術こそが必要とされたのではなかろうか。【中略】

だが、「衰退」した立憲民主政を蒸し返すような形で、再び政治不安をもたらすことも避けねばならない。必ずしも多数決原理にもとづかずとも、既存の伝統的な諸集団相互間で、集団としての平等を前提としたうえで納得のゆく解決策を見い出す途はないものであろうか。インドネシアには、その種の

基底集団としてアリランが存在する。試行錯誤による模索の努力は恥ではなく、過ちを見出せない、過ちを正せないことこそが責められよう。「新秩序」政権は今後とも暴動に直面することはあるものの、革命に直面する見込みは薄い。かりに政権の交替があったとしても、権威主義的な体制は当面存続し、「新秩序」体制とはあまり変わらぬ体制によって継承されるのではなかろうか。基本的な経済的・社会的構造変化はいまだとみられ、それが農村のそれともなればなおさらのことと思われるからである。しかし、変化の諸側面は見据えておかねばならぬ。インドネシアにおいても、伝統的な政治環境にも適合して安定し、なおかつ活力を失わぬ政治形態への地に足つけた模索は続けられよう。重要なことは、そのような努力のたとえささやかな萌芽であっても、「新秩序」体制がそれをむしり取るようなことはせず、寛容に見まもる余裕ある姿勢が望まれているのではなかろうか。

〔注〕

II

- (4) 3・11命令の全文は、日本国際問題研究所・インドネシア部会編「インドネシア資料集」(下)(1959~1967年), 1973年, 426, 427ページ参照。

(5) Ketetapan MPRS No.xxiii/MPRS/1966. 暫定国民協議会の決定
Ketetapanは官報で発表されることになっているが、通常は入手しにくい。民間のPantjuran Tudjuh社が出版する総会資料集*Hasilhasil Sidang Umum*などがその欠を補っている。またこれらは日本国際問題研究所の前掲書に訳載されている。1966年の第23号は同書(下)にある。

(6) スカルノーナシール論争については、間苧谷栄「インドネシアにおける宗教と国家、スカルノーナシール論争とその背景」(高橋保編『東南アジアのナショナリズムと宗教』アジア経済研究所, 1973年) 133~174ページ参照。

(7) Geertz, Clifford, *The Religion of Java*, Free Press, 1960.

IV

(9) 選挙後、すべての公務員と国営企業職員は、内相を議長とするインドネシア共和国公務員団(略称KORPRI)への参加を義務づけられ、ゴルカル支持を強制されることとなった。

(11) なお、発展途上国における自由権については、次の文献が開発と関連させて

多面的に論及しているので参照されたい。スジャトモコ『開発と自由』サイマル出版会、1980年。

- (13) 特殊ジャワ的な権力観念は、権力は、1) 具象的、2) 源流は同質、3) 量は一定、4) 固有の倫理的意味を持たないという点で、西欧の権力観念とは異質であると指摘された。詳しくは次の論文参照。Anderson, Benedict R. O'G., "The Idea of Power in Javanese Culture," in *Culture and Politics in Indonesia*, ed. Claire Holt, Cornell Univ. Press, 1972.
- (14) ジャワの伝統的な国家観・世界観については、ジャワのマタラム王国の統治構造を解明し、王権の性格まで論及しているS・ムルトノの『古典ジャワにおける国家と行政』(Moertono, Soemarsaid, *State and Statecraft in Old Java: A Study of the Later Mataram Period, 16th to 19th Century*, Cornell Modern Indonesian Project Monograph Series, 1968), および、アンダスンの前掲論文参照。

ジャワ人の価値志向については、ギアツの前掲書とジャワ支配層の価値意識、なかんずく伝統的な支配層プリヤイに特徴的な価値志向を類型的に考究している安中章夫「ジャワ支配層の価値意識——プリヤイの伝統——」(高橋保編『東南アジアの価値意識』上巻、アジア経済研究所、1974年) 参照。

【後略】

- (18) 政府筋の見解としては、マリク外相の記者会見 (*Antara*, Jan. 18, 1974), パンガベアン国防治安相の国会報告 (*Berita Buana*, Jan. 22, 1974), スハルト発言 (*Sinar Harapan*, Jan. 22, 1974), スドモ参謀長のKOPKAMTIB公式見解 (*Berita Buana*, Feb. 22, 1974) などもあるが、ここでは、ムルトボ大統領補佐官の記者会見で示された見解 (*Sinar Harapan*, Jan. 22, 1974) を取り上げた。
- (19) 汚職の総額が、国民所得の30%にも達するほど悪化し、政府高官もそれを認めていた(*Kompas*, Dec. 13, 1973)状況が、その後特に改善されもしなかつたし、外資規制と民族資本優遇措置についても、さまざまな抜け道が可能であった。
- (22) "White Book of the Students' Struggle," *Indonesia*, No. 25, Apr. 1978, pp. 151-182.
- (25) *Tempo*, 16 Agustus, 1980.

(梅沢達雄/執筆時：アジア経済研究所調査研究部、現：杏林大学外国語学部教授)